

令和 7 年 3 月 31 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
（公印省略）

令和 7 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る
介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

令和 6 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、厚生労働省より、「令和 6 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 6 年 3 月 19 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）において示され、本会からも日医発第 2247 号（令 6. 3. 26 付）にてお知らせしたところです。

今般、介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大防止の観点から入所又は退所を一時停止を行った場合の取扱いについては、廃止することにより介護サービス事業所の運営への影響が大きいことを踏まえ、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、別添のとおりその取扱いを継続する旨の事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、昨年 3 月 19 日付け事務連絡のうち、ユニットリーダー研修に係る取扱いについては、令和 7 年 3 月 31 日までの取扱いとなります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- ・ 介護保険最新情報 Vol. 1368

令和 7 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（令 7. 3. 25 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和7年4月以降の新型コロナウイルス感
染症に係る介護サービス事業所の人員基準
等の臨時的な取扱いについて
計2枚（本紙を除く）

Vol.1368

令和7年3月25日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 2174)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡

令和 7 年 3 月 25 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主幹部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課
厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局 老 人 保 健 課

令和 7 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員
基準等の臨時的な取扱いについて

令和 6 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「令和 6 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 6 年 3 月 19 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）によりお示ししているところです。

このうち、介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大防止の観点から入所又は退所を一時停止を行った場合の取扱いについては、廃止することにより介護サービス事業所の運営への影響が大きいことを踏まえ、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、別添のとおりとしたので、これらの取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、介護サービス事業所等に対し周知をお願いします。

なお、昨年 3 月 19 日付け事務連絡のうち、ユニットリーダー研修に係る取扱いについては、令和 7 年 3 月 31 日までの取扱いとなりますので、併せて周知をお願いします。

(別添)

問1 介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大防止の観点から入所又は退所の一時停止を行った場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いが可能か（令和9年3月31日まで）。

(答)

可能である。ただし、入退所を一時停止する期間及びその理由を事前に許可権者に伝えとともに、記録しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染のない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。